（前のページより続き）

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**五）

○地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令（**農林水産**一）

〔告　示〕

○東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（**内閣府**一六）

○東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（**同**一七）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（**同**一八）

○地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備に係る主務大臣の定める基準の一部を改正する件（**同**一九）

○平成二十年内閣府告示第五百六十五号及び第五百六十六号を廃止する告示（**同**二〇）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）

○北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針の全部を改正する件（**内閣府・外務・国土交通**一）

○モーターボート競走を行うことができる市町の指定を取り消した件（**総務**一三一）

五九　五八　五七

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（**同**一三二）

○平成二十二年度地方債同意等基準を公表する件（**同**一三三）

○平成二十二年度地方債計画を公表する件（**同**一三四）

○平成二十二年度地方債充当率を公表する件（**同**一三五）

○総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件（**同**一三六）

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（**同**一三七）

○平成十七年総務省告示第八百八十三号の開設指針に基づき、同告示第五項第三号㈡に規定する第三世代用周波数を定める件の一部を改正する件（**同**一三八）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件の一部を改正する件（**同**一三九）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、同令の規定による適切な管理を行うものを指定した件の一部を改正する件（**同**一四〇）

六七　六六　六五

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**同**一四一）

○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一四二）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一四三）

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一四四）

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一四五）

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一四六）

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**同**一四七）

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四八）

九一　八八

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四九）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五〇）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一五一）

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**一〇）

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（**同**一一）

○救助活動に関する基準の一部を改正する件（**消防庁**九）

○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件（**財務**一二一）

○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（**同**一二二）

九四　九三